



小林さんの原告適格を認めさせる！ 津崎裁判第2回口頭弁論

新幹線関西地本の渡邊幹夫さんと小林國博さんがJR総連近畿地協津崎議長を名誉毀損で訴えている「津崎裁判」の第2回口頭弁論が12月11日、大阪地裁で開廷されました。今回も引き続き、被告側の傍聴者は、弁論直前に裁判所職員に引率されて傍聴席に座りました。

また、一旦はJR総連組合員が着席した座席を、JR東海関西支社の課員に譲る場面がありました。その関西支社の課員は、勤務で傍聴に来ていました。

原告側は、昨年11月26日の近畿地協第35回定期委員会の翌日に作成された「津崎文書」の内容が事実と反する（デッチ上げである）ことと、これにより組織破壊者と規定されたことを証明するために、「準備書面1」として11月29日に提出しました。今弁論では、これを陳述すると共に、準備書面の趣旨に基づき、被告が「小林さんは名誉毀損がされておらず原告適格たり得ない」との主張を覆し、被告に認めさせました。

被告は、原告の準備書面に対する反論を来年1月31日までに提出することになりました。

第3回口頭弁論は、2025年2月7日（金）14時30分、大阪地裁809号法廷です。

